

償却資産の申告はお早めに

事業を営む企業や個人（以下、事業者）には、その事業のために所有する構築物、機械、備品などの償却資産（自動車は大型特殊自動車のみ対象）に対し、固定資産税が課税されます。事業者は、その資産が所在する市町村への申告が必要です。申告が必要と思われる人には、12月中旬までに申告用紙などを送付します。必要事項を記入し、期限までに提出してください。

■問い合わせ・連絡先＝本庁税務課家屋係（内線 356・357）

【提出期限】

28年2月1日[㊞]

【申告受け付け会場と日時など】

会 場	日 時	
本庁税務課家屋係	随時、受け付けます	
江刺総合支所 市民環境課窓口	28年1月13日 [㊞]	午前 9 時～ 午後 4 時
前沢総合支所 市民環境課窓口	28年1月7日 [㊞]	
胆沢総合支所 市民環境課窓口	28年1月6日 [㊞]	
衣川総合支所 市民環境課窓口	28年1月14日 [㊞]	午前 9 時～正午

※各総合支所では、上記以外の平日(年末年始を除く)も受け付けますが、できるだけ上記日時での申告をお願いします

家屋の取り壊しや未登記家屋 を取得した際は連絡を ―

家屋の固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税しています。年内に取り壊した家屋は、次年度から課税しませんので、速やかに連絡をお願いします。後日職員が確認に行きます。

また、未登記家屋の売買、相続などで権利が異動した場合は、未登記家屋所有者名義変更届の提出が必要です。

除雪作業にご協力を

市では、冬期間の除雪を12月から実施します。3月までの間、おおむね積雪10cm以上で除雪車が出動します。除雪は、安全で円滑な交通を確保するだけでなく、救急・消防活動のためにも欠かせない作業です。効率よく作業を進めるため、各家庭や地域で次のとおりご協力ください。

■問い合わせ＝本庁土木課維持管理係（内線 514）

●宅地出入り口の雪の除去は各家庭で

道路を除雪した際に、雪で宅地の出入り口をふさいでしまうことがあります。短時間で広範囲の除雪を行わなければならないため、出入り口の雪は各家庭で除去をお願いします。また、宅地内の雪を道路に出すと、道幅が狭くなり路面もでこぼこになって危険です。道路に雪や氷は出さないでください。

●除雪スペースの確保を

植木鉢やプランター、スロープなど、道路に物が置いてあると、作業の妨げや除雪車の故障の原因になるので、撤去をお願いします。また、路上駐車は、作業がはかどらないだけでなく、事故を誘発する恐れがあります。本来の駐車場所に駐車してください。

●道路沿いの樹木の管理を

積雪で木の幹や枝が折れたりしなったりして、作

業や通行の妨げになることがあります。所有者は、道路にはみ出ている樹木の剪定や伐採をお願いします。

●除雪の優先順位へのご理解を

除雪は、生活基盤道路である主要幹線道路、バス路線、通学路を優先的に実施し、その他の道路などは、優先路線終了後に作業します。ご理解をお願いします。

●除雪車とは十分な距離を

除雪車に近寄ると大変危険です。自動車も歩行者も、近くを通るときは十分に安全な距離をとってください。また、道路状況によっては、右側走行で作業する場合がありますので、ご注意ください。

●冬期間は余裕を持った運転を

除雪車は、確実な除雪と事故防止のため低速で走行します。冬期間の自動車運転は、時間に余裕を持ちましょう。

除雪に関する問い合わせ先

◇国道4号…岩手河川国道事務所水沢国道維持出張所（☎㊞ 2187）

◇県道および国道（107・343・397・456号）…県南広域振興局土木部（☎㊞ 2881）

◇市道…本庁土木課維持管理係（内線 514）、各総合支所地域整備課道路河川係

※市道の除雪は、該当する区の担当課へお問い合わせください

※除雪に関する要望は、行政区長や町内会長など、地区の代表者を通じてお願いします



平成28年度から 軽自動車税の税額が変わります

28年4月1日から軽自動車税の税額が次のとおり変わります。

■問い合わせ＝本庁税務課諸税係（内線 337・338）

◆原動機付自転車および二輪車など

車種区分		税額（年額）	
		変更前	変更後
原動機付自転車	50 cc以下	1,000 円	2,000 円
	50 cc超 90 cc以下	1,200 円	2,000 円
	90 cc超 125 cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪	125 cc超 250 cc以下	2,400 円	3,600 円
小型二輪	250 cc超	4,000 円	6,000 円
雪上車		2,400 円	3,600 円
小型特殊自動車	農耕用	1,600 円	2,000 円
	その他	4,700 円	5,900 円

◆三輪および四輪以上の車両

初度検査の時期により税額が異なり、賦課期日（毎年4月1日）時点で初度検査から13年を超える車両については、税額が②の額になりますのでご注意ください。また、27年4月1日から28年3月31日までに新規取得したグリーン化特例に該当する車両の税額は、**28年度に限り**、それぞれ④～⑥の額となります。

車種区分			税額（年額）					
			①初度検査が 27年3月31日 以前	②初度検査 から 13年超※	③初度検査が 27年4月1日 以降	④ 75% 軽減	⑤ 50% 軽減	⑥ 25% 軽減
三輪			3,100 円	4,600 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	12,900 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	5,500 円	8,200 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	6,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	3,000 円	4,500 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円

※動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車ならびに被牽引車を除く

農耕用小型特殊自動車は軽自動車税の申告を

農耕用小型特殊自動車は、軽自動車税の申告が必要です。乗用装置がある車両であれば、公道を走らなくても軽自動車税の課税対象です（固定資産税の償却資産の申告対象にはなりません）。農耕用小型特殊自動車を取得したときは、必ず軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

■問い合わせ＝本庁税務課諸税係（内線 337・338）

■対象 農耕用トラクター、農業用薬剤散布車、田植機、コンバインなど

※乗用装置があり最高速度が時速35km未満のもの

※上記に該当しない農耕用車両のうち、事業用として所有するものは固定資産税（償却資産）の申告が必要

■申告に必要なもの

①販売店から購入した場合

・所有者、使用者の印鑑

・販売証明書(販売店の押印、車台番号、車名の記載あり)

②購入以外の場合

譲り受けなどの場合は、本庁税務課諸税係までお問い合わせください

■税額(年額) 1,600円(28年度以降は2,000円)

※毎年4月1日現在の所有者に対して課税

■申告窓口 本庁税務課諸税係または各総合支所市民環境課



交付されるナンバープレート